

厚生労働大臣が定める揭示事項

●管理者 山本 泰史

●保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●指定医療機関

生活保護法指定医療機関 難病指定医療機関

●近畿厚生局への届出事項

コンタクトレンズ検査料 1 明細書発行体制加算 時間外加算
外来後発医薬品使用体制加算

●コンタクト診療に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合しているため、近畿厚生局に届出を行っています。

1. 初診料および再診料 コンタクトレンズ装用目的として、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を、当院で 過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定します。

2. コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は 200 点を算定します。

ただし厚生労働省が定める疾病（円錐角膜、網膜硝子体疾患、緑内障、視神経疾患、白内障手術などの内眼手術前後、治療目的としたコンタクトレンズ装用など）の診療に関しては、コンタクトレンズ検査料ではなく、通常の眼科学的検査料を算定します。この場合 3 か月経過後に初診料を算定させていただきます。

●明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

また明細書の再発行は原則いたしませんので管理のほどお願いします。

●時間外加算について

届け出はしていますが原則的に診察をしている時間なので患者様の自己負担への加算はありません。

●外来後発医薬品使用体制加算について

当院では後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

●保険外負担に関する事項

当院では証明書・診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

- 1) 診断書・証明書料 普通診断書 一通 3000 円（税込）
- 2) 民間保険会社への証明に用いる診断書 一通 5000 円（税込）
- 3) その他証明書 一通 3000 円（税込）

以上です。ご不明な点は私もしくは当院スタッフまでお問合せください。

やまもと眼科クリニック院長

山本 泰史